

■届出の対象となる行為（景観法第16条第1項・景観条例第11条関係）

- ・事前協議の対象欄に●印の付いている行為は、届出の前に「事前協議申出書」3部の提出が必要です。
- ・届出書及び添付図書は、2部提出してください。

事前協議の対象	種別	内容	届出対象規模				
			市全域 (右欄の地区を除く)	沿道地区	促進地区	歴史地区	里づくり地区
● ※1	建築物	新築、増築、改築、移転、外観の変更（修繕・模様替・色彩変更）	高さ10m以上 又は 建築面積300㎡以上			全て	
● ※2	工作物	新設、増築、改築、移転、外観の変更（修繕・模様替・色彩変更）	高さ10m以上又は 敷地の用に供する 土地の面積300㎡以上			全て	
●	開発行為 (都市計画法第4条第12項)		500㎡以上				
●	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		500㎡以上				
●	木竹の伐採		500㎡以上				
●	屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積		500㎡以上				
	屋外への自動販売機の設置		—	全て	—	全て	—

(注)・文化財及び伝統的建造物群保存地区における許可（協議・通知）を要する行為を除きます。

- ・工作物について、建築物と一体で設置する場合は、建築物の高さとの合計が10m以上であれば、届出が必要です。

※1 建築物の事前協議の対象は、高さ10m以上又は建築面積300㎡以上です。

※2 工作物の事前協議の対象は、高さ10m以上又は敷地の用に供する土地の面積300㎡以上です。

【地区の区分】地区の範囲は、地域計画課景観室窓口でご確認ください。

■沿道地区・・・丹南篠山口IC周辺地区

■促進地区・・・現在、指定地区はありません。

■歴史地区・・・篠山城下町地区、上立杭地区、福住地区

■里づくり地区・・・野中地区、北野新田地区、日置地区、乗竹地区、黒田地区、野間地区、味間奥地区  
上立杭地区、油井地区、宇土地区

■届出手続の流れ

